

# 国民健康保険への加入・脱退の手続きをお忘れなく！！

就職や退職などで健康保険へ加入・脱退する場合は、必ず役場で手続きをしてください。

## 【退職したとき】

職場の健康保険をやめたときは、原則14日以内に加入手続きを行ってください。

※国民健康保険税は、資格を得た月までさかのぼって支払うことになります。

また、保険証がない間の医療費は、全額自己負担になります。

## 【就職したとき】

職場の健康保険に加入したときは、原則14日以内に脱退の手続きをしてください。

※職場では国民健康保険脱退の手続きはしてもらえませんので必ず役場の窓口で手続きをしてください。

脱退の手続きをしないと、国民健康保険税が賦課されたままになります。

また、国民健康保険が負担した医療費を返還していただく場合があります。

## 会社を退職後の健康保険は？

### ①健康保険を任意継続

退職後原則20日以内に職場へ申請すれば、現在の健康保険を2年間継続できる場合があります。

### ②健康保険の扶養認定

健康保険の扶養者として認定されないか、ご家族の職場へご確認ください。

### ③国民健康保険に加入

①および②に該当しない場合は国民健康保険への加入の手続きをしてください。

加入・脱退の手続きには世帯主と対象者の方の個人番号が分かるものが必要になります！！



## 入院したときの食事代を見直し

平成28年4月から

入院時食事代の患者負担額が、平成28年4月から、段階的に引き上げになります。

ただし、低所得者と、難病患者、小児慢性特定疾病患者の負担額の引き上げはありません（据え置き）。

また、平成28年4月1日時点で既に1年を超えて精神病床に入院している患者の負担額は、経過措置として、据え置かれます。



<現行>

	負担額（1食）
一般所得	260円
低所得Ⅱ （住民税非課税世帯）	210円
低所得Ⅰ （住民税非課税世帯で 一定所得以下）	100円

<平成28年度>

	負担額（1食）
一般所得	360円

<平成30年度>

	負担額（1食）
一般所得	460円

低所得者は、引き上げない（据え置き）

◆問い合わせ先 住民生活課 ☎0859-54-5210